

別記様式第9号の別添

支援業務に係る事業計画

(事業年度：令和8年4月1日～令和9年3月31日)

※支援業務に係る収支予算は別途作成し、添付すること

1 支援業務の概要及び実施方法に関する事項

業務内容・実施状況
<p>【支援業務を行う部署】 香取CCC事業部 所在地：千葉県香取市佐原イ720番地6パールコートD号室</p> <p>【実施する支援事業】 1. 相談対応（緊急時対応を含む）及び居住支援サービスのコーディネートに関する業務 2. 安否確認・見守り 3. 緊急連絡先の提供</p> <p>【支援業務を実施する地域】 ・香取市 ・香取郡神崎町 ・香取郡多古町 ・香取郡東庄町</p> <p>【支援対象者】 下記のすべての者を対象とする。 法及び省令で定める者 ・低額所得者 ・被災者（発災後3年以内の災害による） ・高齢者 ・障害者 ・子どもを養育する者 ・外国人 ・中国残留邦人 ・児童虐待を受けた者 ・ハンセン病療養所入所患者 ・DV（ドメスティックバイオレンス）被害者 ・拉致被害者</p>

- ・ 犯罪被害者
- ・ 生活困窮者自立支援法に基づく援助を受けている者
- ・ 保護観察対象者・更生緊急保護を受けている者
- ・ 東日本大震災による被災者

千葉県賃貸住宅供給促進計画で定める者

- ・ 海外からの引揚者
- ・ 新婚世帯
- ・ 戦傷病者
- ・ 児童養護施設退所者
- ・ L G B T
- ・ U I J ターンによる転入者
- ・ 住宅確保要配慮者に対して生活支援等を行う者
- ・ 更生保護対象者その他犯罪をした者等
- ・ 令和元年房総半島台風・東日本台風及び10月25日の大雨による被災者

【支援業務の概要】

1. 相談対応（緊急時対応を含む）及び居住支援サービスのコーディネートに関する業務

①住まいに関する相談

支援内容：

相談窓口の設置や訪問による相談対応といった、住宅やサービス等の総合的な情報提供及びマッチングを行う。

利用の対価：無料

②シェルター等の一時的な住まいの提供

支援内容：

一時的な住まいがない方に対し、法人で運営している施設内の職員・実習生の宿泊場所を提供する。

利用の対価：施設利用料（1泊一人500円）、食費（※希望者のみ。朝：550円、昼：900円、夕：900円）

③賃貸借契約時の保証人の引受

支援内容：

以下のすべてに該当する場合は、必要に応じて当法人が保証人の引受を行う。

- ・ 少年院や少年刑務所を出院・出所し、当法人の就労継続支援B型事業所を利用する者。
- ・ 債務返済能力が本人にあり、賃貸借契約時の保証人がいない場合。

利用の対価：無料

④不動産業者・物件の紹介

支援内容：

不動産業者や物件情報の紹介、不動産店等同行、物件内覧同行を行う。

利用の対価：無料

⑤内覧同行や賃貸借契約時の立合

支援内容：

内覧や契約時に立合、相談者及び不動産・賃貸人双方に対し、入居後の支援の説明や契約時の申請支援を行う。

利用の対価：無料

⑥近隣との関係づくり、サロン等への参加

支援内容：

高齢者、障害者、外国人の居場所づくりとして、関係機関と連携したみんなの食堂や寺子屋等を開催する。地域の居場所やサロン等へのつながりを行い、地域での孤独・孤立を防止する。

利用の対価：無料

⑦就労支援の利用調整

支援内容：

障害者、生活困窮者に対して、本人の能力に応じ、当法人が受託する生活困窮者自立相談支援事業や、中核地域生活支援センター事業を紹介する。

利用の対価：無料

2. 安否確認・見守り

支援内容：

定期的または随時の訪問等による見守り。

一般的な生活相談や、緊急・トラブル発生時の解決に取り組む。

利用の対価：無料

3. 緊急連絡先の提供

支援内容：

緊急連絡先の引受、緊急連絡先の調整・取り次ぎを行う。

利用の対価：無料

※住宅確保要配慮者から対価を得て支援業務を行う場合においては、当該支援業務の内容、対価及び提供の条件に関する事項を含めて記載してください。

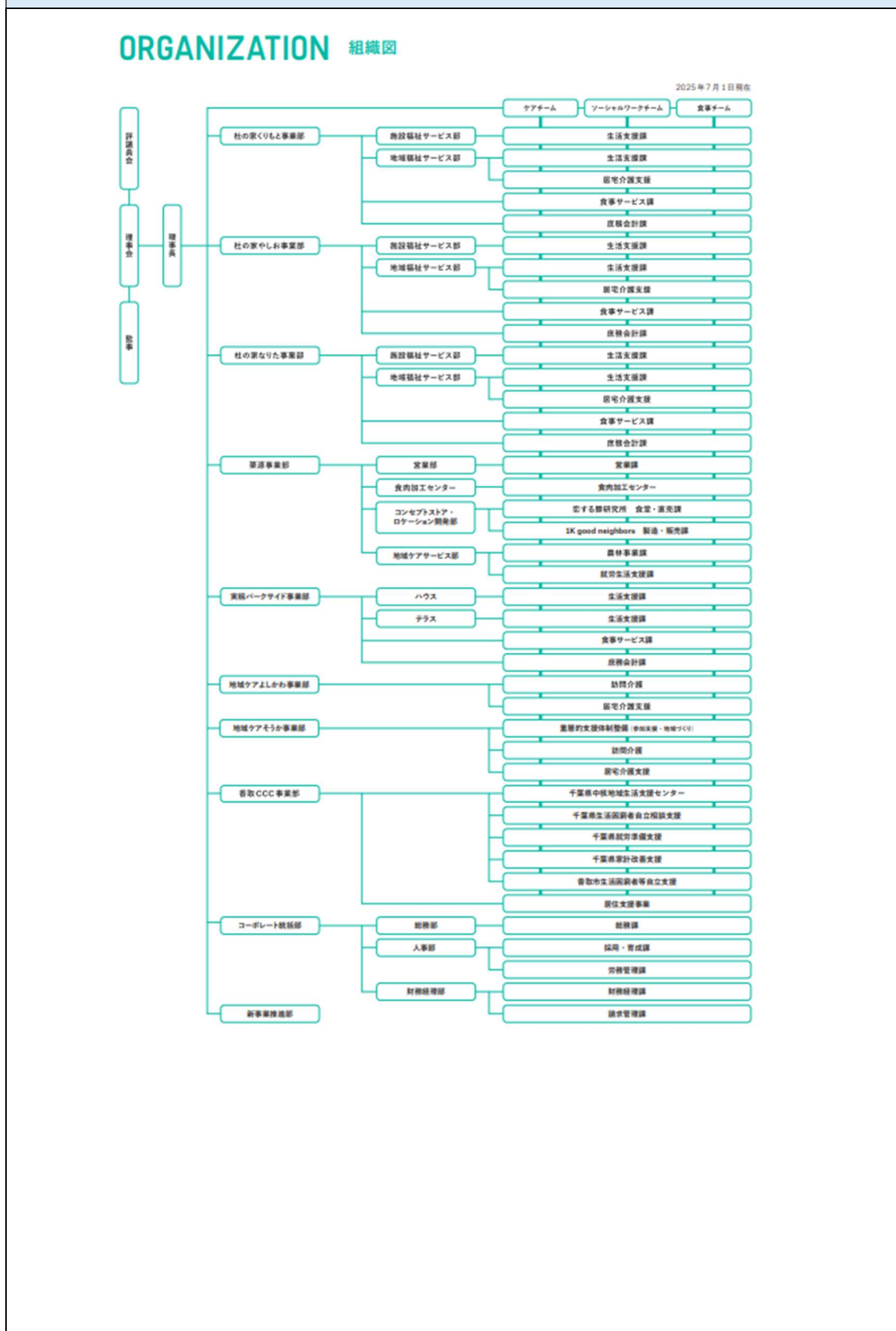
2 その他

地方公共団体及び居住支援活動等を行う者との連携に関する事項
<p>【地方公共団体との連携】 都市整備部局と居住支援について検討・共有する場を設け、公営住宅の空き室や空き家の活用について、相談・検討をしていく。</p> <p>【居住支援活動等を行うものとの連携に関する事項】 千葉県居住支援協議会の正会員となり、協議会に参加することで連携を取りやすくしていく。</p>
支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する事項
<p>全国居住支援法人や千葉県居住支援協議会の開催する居住支援に係る研修を受講し、職員の資質向上を図る。</p>
その他（法令等を遵守するための措置、特定の政治・宗教その他思想を強要しない措置など）
<p>【法令遵守】 支援業務の遂行にあたっては、個人情報保護法を含む関係法令を遵守する。</p> <p>【思想の自由】 支援業務の遂行にあたっては、特定の政治、宗教その他の思想を強要しない措置を行う。</p>

計画の公示場所（URL）：<https://www.gakudan.org/service/>

3 組織、人員及び運営に関する事項 ※実施計画から変更があった場合のみ記載

組織体制（組織図等により、支援業務と支援業務以外の業務を行う組織関係が分かるように記載）



人員・運営体制（配置人数や役割分担、対応時間等について記載）

配置人数：3名

対応時間：原則として、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く午前8時30分から午後5時30分までとする。なお、相談・支援の状況によっては、上記以外の時間も弾力的に対応する。